

山口県本人確認情報保護審議会について

1 審議会の概要等

(1) 設置根拠（住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項）

都道府県に、本人確認情報の保護に関する審議会を置く。

(2) 審議事項

①住民基本台帳法に規定される違反行為をした者に対し、知事が中止命令を発する際に意見を述べること

②本人確認情報の保護に関する事項

(3) 組織（山口県本人確認情報保護審議会条例第 2 条）

委員は 5 人以内で、学識経験者のうちから知事が任命する。

(4) 任期（山口県本人確認情報保護審議会条例第 3 条）

2 年（令和 4 年 8 月 5 日から令和 6 年 8 月 4 日まで）

2 委員

(50 音順：敬称略)

氏 名	役 職 等
岩崎 美穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長
杉井 学	山口大学国際総合科学部長
田中 陽子	行政書士
松村 和明	弁護士